



大

医政経発第 1130001 号

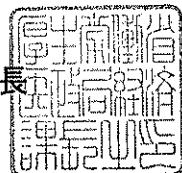
健感発第 1130001 号

薬食安発第 1130001 号

平成 18 年 11 月 30 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

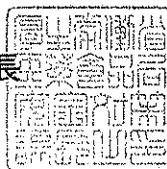
厚生労働省医政局経済課長



厚生労働省健康局結核感染症課長



厚生労働省医薬食品局安全対策課長



抗インフルエンザウイルス薬の安定供給等について（依頼）

今冬のインフルエンザ対策については、「今冬のインフルエンザ総合対策の推進について」（平成 18 年 11 月 1 日付け健感発第 1101002 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）により、本格的に対策に取り組んでいるところである。

インフルエンザ患者に対して適切な検査・治療を行うためには、インフルエンザウイルス抗原検出キット及び抗インフルエンザウイルス薬についても、その安定的な供給等を図ることが必要であるため、下記の事項に十分留意の上、対応されるようお願いするとともに、現時点における供給見込み状況を別添により情報提供するので、各都道府県におけるインフルエンザ総合対策の参考とされたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的な助言である。

山梨県 衛生業務課
18.12.-5
衛業 第 2288 号

記

1. 抗インフルエンザウイルス薬等の安定的供給を図るために、各医療機関等に対して適切な量が提供されることが必要であることから、患者数等の動向を勘案して必要量を精査した上で、特定の医療機関、薬局（以下「医療機関等」という。）に過剰な量が供給されることがないよう、貴管内の医療機関等や卸売販売業者等に対し、周知徹底されたいこと。
2. 各都道府県においては、平成15年10月1日付け厚生労働省医政局経済課長、健康局結核感染症課長及び医薬食品局血液対策課長連名通知「インフルエンザワクチンの供給について（依頼）」（医政経発第1001001号、健感発第1001001号、薬食血発第1001008号）により、インフルエンザ対策について迅速かつ適切に対応するため、都道府県医師会関係者、卸売販売業者、学識経験者、保健所職員等からなるインフルエンザ対策委員会等を設置するよう貴職宛て依頼しているところであるが、さらに当該委員会等に薬局関係者等の関係者を参画させるなど、当該委員会の充実を図りながら、今期における抗インフルエンザウイルス薬の安定供給対策等を協議するとともに、以下の体制等を取り決めておくこと。
 - (1) 貴管内の卸売販売業者及び医療機関等の在庫状況等を短期間（3日間程度）に把握することが可能な体制
 - (2) 抗インフルエンザウイルス薬が不足した場合の融通方法
 - (3) 抗インフルエンザウイルス薬が処方可能な医療機関等が限定される場合の住民への周知方法
3. 厚生労働省としては、抗インフルエンザウイルス薬の安定的な供給の確保の観点から、供給企業に対し、インフルエンザの流行状況に応じた適切な供給を検討するよう要請し、過去の流行状況を踏まえた必要供給量の確保及び出荷体制の整備（流行前の初回品揃え出荷と流行出荷の二本立て）等の措置を講じている旨の報告を得ているところである。
については、各都道府県においても、当該企業のこうした取組を御了知の上、医療機関等、卸売販売業者等と連携しつつ、関係者に対して以下の事項を周知し、抗インフルエンザウイルス薬の適切な供給確保への協力を要請すること。
 - (1) 注文量について
抗インフルエンザウイルス薬については、過去の流行規模を踏まえた

十分な量の供給が予定されていることから、医療機関等は注文をする際には、通常のインフルエンザ治療用としての前年使用実績や現在の流行状況等を踏まえた注文量となるよう配慮すること。

卸売販売業者は、注文を受ける際には、この様な取扱いについて配慮するとともに、流行時に追加注文を受ける際には、前回注文により納入された医療機関等在庫を確認した上で、インフルエンザの流行状況を踏まえた患者数等の動向等を勘案した必要量の供給を隨時行い、抗インフルエンザウイルス薬の偏在が起こらないよう配慮すること。

また、抗インフルエンザウイルス薬の安定的な供給の確保の観点から、備蓄を目的とする注文には原則として応じないようすること。

なお、卸売販売業者は、前年に実績のない医療機関等からの新規注文についても、全体の注文量の状況を踏まえて調整する必要があるが、新規開業の医療機関等が不利とならないよう配慮すること。

(2) 分割納入について

医療機関等へ一度に大量に抗インフルエンザウイルス薬が納入されると、市場に流通する抗インフルエンザウイルス薬の在庫量に与える影響が大きいことから、卸売販売業者は、医療機関等における診療に支障を来す場合を除いて分割納入を行うこととし、この取扱いに医療機関等も協力すること。

(3) 納入時期等の情報提供について

製造販売業者及び卸売販売業者は、一部納入に遅れが予想される医療機関等に対しては、納入時期及び数量等についてより正確な情報提供を行うことに努めること。

4. 抗インフルエンザウイルス薬の投与については、臨床症状及びインフルエンザ抗原検出キット（迅速タイプ）等による検査等により診断を確定してから投与されるなど、確実な使用について、貴管内の医療機関等に周知を徹底されたいこと。
5. 抗インフルエンザウイルス薬を使用する場合、特に予防に用いる場合には、その添付文書に記載されている使用上の注意を参照し、適正に使用されたいこと。
6. 抗インフルエンザウイルス抗原検出キットに用いる咽頭ぬぐい液等を採取する際には、患者の飛沫により医療従事者が感染する可能性が高いとの指摘があることから、十分な感染防御手技を講ずるよう貴管内の医療機関

等に周知徹底されたいこと。

7. 「新型インフルエンザ対策行動計画（平成17年11月14日策定）」において、都道府県における抗インフルエンザウイルス薬の備蓄について定めているところであるが、先般「都道府県における抗インフルエンザウイルス薬の備蓄について」（平成18年1月5日付け医政経発第0105001号・健感発第0105001号厚生労働省医政局経済課長・健康局結核感染症課長通知）及び「都道府県において備蓄した抗インフルエンザウイルス薬の放出方法について」（平成18年9月11日付け医政経発第0911001号・健感発第0911001号厚生労働省医政局経済課長・健康局結核感染症課長通知）を通知したところである。なお、今後もこの取扱いについては別途連絡することとしていること。